

【北広島団地】

簡易ガス料金規定

2019年10月1日実施

(令和元年10月1日実施)

北海道ガス株式会社

目 次

内容

1. 適用.....	1
2. 料金規定の変更.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. その他.....	1
付 則.....	1
1. 本料金規定の実施期日	1
(別表第1)	2
(別表第2)	2

1. 適用

- (1) この簡易ガス料金規定（以下「料金規定」といいます。）は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (2) この料金規定は、当社の簡易ガス供給約款と併せて適用いたします。

2. 料金規定の変更

- (1) 当社は、この料金規定の変更を必要と判断した場合、この料金規定を変更することがあります。
この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金規定によります。
- (2) この料金規定を変更する場合の手続きは、簡易ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. 用語の定義

この料金規定において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「温水式給湯暖房機」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち温水を循環させ暖房するとともに給湯もできる方式の機器をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。

4. その他

その他の事項については、簡易ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 料金規定の実施期日

この料金規定は、2019年10月1日（令和元年10月1日）から実施いたします。

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 北広島団地

(別表第2)

適用する料金表

I. 北広島団地

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	935.00円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	419.18円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,331.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	369.68円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,476.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	298.18円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

II. 家庭用温水式暖房・給湯（ゆ〜ぬっく24）

1. 適用条件

お客さまが、以下の条件を満たす場合に、II. 家庭用温水式暖房・給湯（ゆ〜ぬっく24）に基づくガス使用契約（以下「家庭用温水式暖房・給湯契約」といいます。）を申し込むことができます。

- ① 家庭用として温水式給湯暖房機を専用住宅又は併用住宅に設置し、主として住居部分でガスを使用する場合で、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで計量する場合。
- ② 家庭用温水式暖房・給湯契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の簡易ガス供給約款の19（1）に定める定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続する場合。

2. 契約の締結

(1) 家庭用温水式暖房・給湯契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社へ申し込んでいただきます。

(2) 当社は、お客さまが以下に該当する場合、家庭用温水式暖房・給湯契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- ① 最低利用期間を経過する前に契約を解約することが明らかな場合。
- ② 最低利用期間経過前に契約を解約又はI. 北広島団地に基づく契約（以下「北広島団地契約」といいます。）へ変更したお客さまが、再度同一需要場所で家庭用温水式暖房・給湯契約の申し込みをする場合で、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は北広島団地契約への変更の日から1年に満たない場合。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用によるものである場合は除きます。
- ③ 当社は、お客さまと当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息が、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われない場合は、この家庭用温水式暖房・給湯契約の申し込みを承諾しないことがあります。

3. 解約及び設置の確認

- (1) 当社に契約違反があった場合は、契約期間中であっても、お客さまのお申し出に基づき、この家庭用温水式暖房・給湯契約を解約できるものとします。
- (2) この家庭用温水式暖房・給湯契約は、お客さまに契約違反があった場合（1の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）は当社の申し出に基づき、お客さまのガスの使用状況に変更がある場合はお客さまのお申し出に基づき、契約期間中であっても解約できるものといたします。なお、この際、2（2）②の規定により、その後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- (3) 当社は、1の適用条件が満たされているかどうか確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの家庭用温水式暖房・給湯契約の申し込みを承諾しないか、又はこの家庭用温水式暖房・給湯契約を解約したとみなし、北広島団地契約を適用させていただきます。なお、1の適用条件が満たさなくなった場合、お客さまは当社にただちにその旨を当社に連絡していただきます。

4. 精算

3（3）のなお書きの規定にかかわらず、お客さまが1に定める適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなったと確認した日を含む料金算定期間より北広島団地契約に定める料金を適用し、すでに料金としてお支払いいただいている金額との差額を申し受けます。

5. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから16.6立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が16.6立方メートルを超える場合に適用いたします。

6. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,640.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	309.68円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

7. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	4, 5 5 7. 3 0 円
--------------------	-----------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 9 4. 1 8 円
-------------	--------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。